

令和9年さいたま市二十歳の集い式典進行・演出等業務要求水準書

1 業務名

令和9年さいたま市二十歳の集い式典進行・演出等業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月11日まで

3 履行場所

さいたま市緑区美園2丁目1 外（埼玉スタジアム2002 外）

4 予算の上限額

29,063,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

さいたま市では、本市の未来を担う若者を市民こぞって祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、令和9年さいたま市二十歳の集いを開催する。

本業務は、式典を安全かつ円滑に進行し、参加者が二十歳という人生の節目を実感し、満足して参加できる場を提供することを目的とするとともに、会場内外の関係者が式典の趣旨や雰囲気を共有できるよう、適切な演出及び情報発信を行うことを目的とする。

6 開催概要

(1) 開催概要

①名称 「令和9年さいたま市二十歳の集い」

②主催 さいたま市・さいたま市教育委員会・さいたま市選挙管理委員会・さいたま市二十歳の集い実行委員会

③開催日時 令和9年1月11日（月・祝）

11時45分～ 開場（予定）

13時00分～ オープニング [15分]

13時15分～ 式典 [30分]

開式／国歌斉唱／式辞（市長）／祝辞（市議会議長）／来賓・主催者紹介／スペシャルメッセージ（メッセージ動画）／社会貢献活動の発表／はたちの誓い（12名予定）／閉式

13時45分～ アトラクション [30分]

14時15分～ 参加者移動 [15分]

14時30分～ 再会の広場 [60分]

（会場内に市内中学校名の看板を設置し、二十歳（対象者）が集まり自由に歓談する時間）

15時30分～ 終了・閉場（予定）

④式典開催場所 埼玉スタジアム2002

(2) 想定参加人数（過去実績からの想定）

ア 二十歳（対象者）・家族想定参加人数

二十歳（対象者）	家族
約 9,500 名	約 2,500 名

二十歳（対象者）・家族の来場手段想定

公共交通機関利用者	自家用車利用者 (送迎含む車両台数)	その他 (自転車・徒歩など)
約 6,500 名	約 5,150 名 (約 2,600 台)	約 350 名

イ 主催・来賓出席者数

登壇主催者	登壇来賓（国会議員・県議会議員・市議会議員）	一般来賓（二十歳代表家族・自治会・教職員等）
17 名	約 90 名	約 200 名

主催・来賓は自動車での来場を見込んでいる。

(3) 式典参加方法

二十歳・家族は、「さいたま市みんなのアプリ」にて事前申込みを行い、入場に必要な入場券等を取得した上で来場するものとする（事前申込の受付や入場券等の発行は、当該アプリ運営事業者が実施するものとする）。

(4) 施設使用可能時間

埼玉スタジアム 2002

前日（準備） 令和 9 年 1 月 10 日（日） 13 時 00 分～21 時 00 分

当日（準備・本番・撤去） 令和 9 年 1 月 11 日（月・祝） 8 時 00 分～20 時 00 分

7 業務内容

参加者特性（対象が二十歳、振袖等の正装者が含まれる、家族・来賓を伴う等）及び会場特性（広大な空間、観客席とステージの距離、自然光や天候の影響等）を十分に踏まえたうえで実施すること。

なお、本業務において使用する映像、音響、照明等の機材については、会場に付帯する設備を活用することを基本とするが、会場付帯設備のみでは対応できない演出内容、映像表示、音響運用等が想定されることから、業務実施にあたっては、受託者が必要な機材を外部から持ち込み、設置・調整・撤去まで一連の作業を行うこと。

また、さいたま市が別途委託する「令和 9 年さいたま市二十歳の集い会場設営・警備誘導業務」受託者や「令和 9 年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務」受託者等と連携し、業務を実施すること。

なお、委託者においては、埼玉スタジアム 2002 のメインピッチ上の使用を想定していないため、メインピッチを使用した企画提案を行う場合は、埼玉県や埼玉スタジアム 2002 指定管理者と十分協議したうえで提出すること。

【式典進行・演出業務】

＜式典開催までに必要となる業務（企画・制作・手配）＞

① 式典全体の構成・演出企画

式典、アトラクション、再会の広場等を含む式典全体の構成及び演出コンセプトについて、下表の二十歳代表から提案のあったテーマや意向に沿って企画提案し、委託者と協議のうえ確定すること。なお、企画提案にあたっては、若者の門出を祝う式典としての趣旨を踏まえ、過度な演出や内容とならないよう配慮すること。

また、企画提案時に式典ロゴマークの3案以上を提示すること。なお、式典ロゴは二十歳代表からの意見により修正したうえで、決定する。

～テーマ～

キックオフ
「創軌」

～テーマの選定理由～

今年の二十歳の集いは、サッカーの試合で名高い埼玉スタジアム2002で開催される唯一の年。

キックオフとは始まりを意味し、どの軌道を描いてボールを蹴り出すかはプレイヤー次第。

そして二十歳という節目を境に、改めてここから自分たちの道（軌）を創り出していこうという思いをかけた。

～意 向～

- ・ 広い会場を生かしたフォトスポットを充実させてほしい
- ・ 埼玉スタジアム2002ならではの企画として、サッカーにちなんだ企画やイベントを実施してほしい

② 二十歳代表等との事前調整

式典の企画の詳細検討にあたっては、二十歳代表や委託者等と協議のうえ決定すること。特に、二十歳代表が出演又は関与する企画については、事前に内容説明及び確認を行うとともに、円滑に参加できるよう必要な事前調整を行うこと。

なお、二十歳代表として特別支援学校を卒業し障害のある方が参加する可能性があるため、スムーズに参加できる体制を整えること。

③ 出演者・司会者等の手配及び事前調整

国歌斉唱、オープニング、アトラクション、司会者等の出演者について、事前に委託者の承認を得て手配し、受託者において出演料を支払うこと。また、事前説明等、必要となる事前調整を行うこと。

アトラクションにおける著名人によるミニライブについては、二十歳の参加者が節目の年を実感できるとともに、参加への満足度が高まる内容とすること。ただし、式典全体の趣旨及び雰囲気損なわない範囲で実施するものとし、演出内容や表現については過度に華美又は娯楽性に偏らないよう配慮すること。

④ スペシャルメッセージ動画・市施策PR動画等の編集

本市を代表するスポーツチームの選手等によるメッセージ動画や市の施策PR動画を編集し、当日に大型映像装置等で放映すること。

なお、団体等への動画提供依頼等は委託者において実施する。

⑤ 進行台本等の作成

式典全体を通じた進行台本、香盤表、進行指示表（キューシート）を作成すること。

なお、各プログラムにおける動線、転換時間及び安全配慮事項を明確に記載すること。

⑥ 映像・音響・照明計画の策定

会場規模や演出内容を踏まえ、撮影・配信を含む、映像や音響、照明に係る機材構成及び運用計画を策定すること。また、聴覚障害がある等、配慮が必要な方のために、手話通訳者及び要約筆記者による文字通訳等の実施についても計画に盛り込むこと。

映像については、屋外かつ大規模会場において登壇者、出演者等を適切に視認できるよう、撮影距離を考慮したカメラ構成とするほか、会場内表示及びオンライン配信に対応できる映像システム、回線構成とすること。

音響については、屋外かつ大規模会場であることを踏まえ、司会者、登壇者及び出演者の音声や音楽が会場内に適切に届くよう、スピーカー配置及びマイク構成を含めた音響計画とすること。

照明については、屋外会場及び実施時間帯を踏まえ、自然光や天候の影響を考慮しつつ、登壇者等の視認性及び安全性を確保できる照明計画とすること。

<前日及び当日の設営・進行確認に係る業務>

会場設営は前日 13 時～21 時及び当日 10 時までに行い、撤収作業は当日 20 時までに行うこと。

① 演出関連設備の設営・調整

北側ゴール裏の人工芝エリアに舞台（幅 3.6m程度、奥行き 3.6m程度、高さ 0.3m程度）を設置し、また、舞台横に登壇主催者及び登壇来賓の席を 90 席以上設置すること。

なお、雨天時を想定し、ステージ及び来賓席の雨天対策（透明膜等）を設置できる体制を整えること。

② 映像・音響・照明機材の設営

前日に、映像撮影機材、スピーカー、マイク等の音響機材、照明機材、配信用機材等について、所定の位置への設置、必要な配線作業及び動作確認を含む調整を行うこと。

各業務の実施にあたっては、来場者及び関係者の動線確保並びに安全確保に十分配慮すること。

③ リハーサル対応

前日に、進行確認を目的とした通し又は部分リハーサルを実施し、必要な確認・調整を行うこと。

当日は、国歌斉唱者、オープニング出演者、アトラクション出演者、司会者、二十歳代表、手話通訳者及び要約筆記者のリハーサルを実施すること。

また、必要に応じて音響・照明・映像機材等の最終調整を行うこと。併せて、当日要約筆記者から持ち込まれた機材等の設営に立ち会うこと。

なお、当日は最小限の確認にとどめられるよう前日に十分な準備を行うこと。

<当日の式典進行及び演出実施に係る業務>

① 進行管理・舞台監督業務

当日は、舞台監督及び進行ディレクター等を配置し、式典全体の進行管理を行うこと。

また、式典の開始前から終了・閉場に至るまでの全行程を通じ、来場者の安全確保及び円滑な人流誘導を目的として、「令和9年さいたま市二十歳の集い会場設営・警備誘導業務」受託者と連携しながら適切な場内アナウンスを行うこと。

想定外の進行遅延、出演者トラブル、天候悪化等が生じた場合には、委託者と協議し適切に対応すること。また、式典の開始時間を変更する、一部プログラムの実施を見送る等、重要な判断は委託者の指示を受けること。

② 出演者・登壇者の当日対応

国歌斉唱者、オープニング出演者、アトラクション出演者、司会者、二十歳代表、手話通訳者及び要約記者について、事前打合せ、リハーサル対応及び当日のフォローを行うこと。

③ 音響・照明・映像の運用

式典及びアトラクション等の進行に合わせ、映像、音響及び照明について、必要な専門的知見を有する技術スタッフを配置し、運用・オペレーションを行うこと。また、進行中に不具合等が発生した場合でも、速やかに対応できる体制を整えること。

音響については、屋外かつ大規模会場であることを踏まえ、会場全体に均一に音声が届くよう、複数地点へのスピーカー配置、登壇者数に応じた十分なマイク本数の確保及び混信対策等を講じること。

映像については、映像統括、スイッチング、テロップ送出、機材管理等の役割を担う体制を構築し、式典進行及びオンライン配信に支障が生じないように運用すること。大型ビジョン及びアッパースタンド前帯状映像装置等の会場付帯映像設備については、式典進行と連動した情報表示を行うことを前提に、適切に運用すること。また、手話通訳の様子が視認できるよう、大型映像装置及び配信画面に表示すること。

照明については、屋外会場及び実施時間帯を踏まえ、登壇者及び出演者の視認性並びに安全性を確保できるよう、適切な明るさ及び照射範囲を維持しつつ、進行に応じた照明操作を行うこと。

④ オンライン配信及び記録

複数台のカメラによる撮影及びスイッチングを行い、オンライン配信及び令和9年1月末までのアーカイブ配信を実施すること。配信は、式典（13時15分から13時45分）のみとし、さいたま市が管理する「さいたま市公式YouTubeチャンネル」にて実施すること。配信に際し必要なログイン情報等は契約後に委託者より受託者へ提供すること。

配信トラブル発生時に備え、代替手段や記録映像による対応が可能な体制とすること。また、式典の記録映像について、委託者が指定する形で提出すること。

<式典実施後の撤去・事後対応に係る業務>

① 撤去作業

式典終了後、映像、音響、照明機材及び演出関連設備の撤去作業を安全に実施すること。実施に当たっては、「令和9年さいたま市二十歳の集い会場設営・警備誘導業務」受託者と作業調整を行い、円滑な撤去に努めること。

② 廃棄物等処理

本業務の実施に伴い発生する廃棄物について、適正かつ責任をもって処理すること。

廃棄物の収集・運搬・処分については、必要に応じて許可を有する事業者へ委託するなど、法令に基づき適正に実施すること。

<緊急時対応（荒天・停電・通信障害等）>

- ① 受託者は、荒天、強風、降雪、落雷、地震、停電、機材故障、伝送障害、ネットワーク障害等の不測の事態に備え、業務継続を含む対応計画を事前に策定し、委託者の承認を得ること。
- ② 配信については、主・副2系統の回線を用いた冗長化構成に加え、エンコーダ予備機及び収録バックアップを確保するとともに、迅速な切替が可能となる手順（オペレーション手順書）を整備すること。
- ③ 当日の責任者及び連絡体制をあらかじめ明示すること。
- ④ 荒天時の屋外仮設物（テント、看板、トラス等）については、安全管理のための確認基準、養生及び撤去基準を定め、必要に応じて設営中止、一時撤去又は内容縮小等の判断基準をあらかじめ提示すること。
- ⑤ 重大な障害が発生した場合には、直ちに委託者へ報告するとともに、復旧見込み及び代替措置（記録への切替、オンデマンド配信への移行等）を提示すること。

【寄附・協賛にかかる事業の実施】

受託者は、令和9年さいたま市二十歳の集いの事業内容及び目的に賛同する企業、団体等からの寄附・協賛金を活用した「祝・二十歳フェア」を実施すること。

「祝・二十歳フェア」は南門内で実施することとし、各協賛企業等が参加者向けにサンプリングやプロモーション活動が可能なテントや机・椅子等を設営すること。また、各協賛企業等のロゴやお祝いメッセージを掲載した大型看板（幅4,5m、高さ2,2m程度）を作成し、同エリアにおいて来場者向けに掲出すること。

なお、寄附・協賛金の獲得は委託者において実施する。

【自主事業の実施】

受託者は、令和9年さいたま市二十歳の集いの事業内容及び目的を逸脱しない範囲において、式典の企画内容の一層の充実に還元すること、または二十歳（対象者）の満足度の向上に資する提案として、収益を伴う自主事業を企画し、実施することを妨げないものとする。

この場合において、当該自主事業の実施のために会場内の諸室を使用するときは、当該諸室の使用に係る使用料は受託者の負担とする。なお、式典終了後は、使用した諸室について速やかに清掃を行い、廃棄物を残置しないこととし、器物の損壊等が生じた場合には、受託者の責任において原状回復を行うものとする。

自主事業として使用することができる諸室の範囲及び当該事業内容については、契約締結後において、委託者と受託者が協議の上、確定するものとする。

① 現時点で使用することを見込んでいる諸室

控室	用途
審判室	市長控室
A 0 1 5	副市長・水道事業管理者・代表監査委員等の控室
A 0 1 4	二十歳代表控室
ドーピングコントロール室	正副議長控室
控室（２）（３）	市議会議員控室
控室（１）	国会議員・県議会議員控室
B 1 3 3	国歌斉唱者控室
B 1 3 4	アトラクション出演者控室
会議室 1	オープニング出演者控室
控室（大会運営室横）	司会者・手話通訳者・要約筆記者等控室
医務室	救護室
A 2 0 7	託児室
大会運営室	主催者本部及び警察関係者本部 ※大会運営室内をパーティションで区切ること

② 自主事業に使用できると想定している諸室（一例）

- ・ V I E Wボックス
- ・ ボールルーム
- ・ 選手控室
- ・ フラッシュインタビューゾーン など

8 著作権・成果物の取扱い

- (1) 本業務により受託者が制作したすべての成果物（動画データ、配信アーカイブ、写真、台本・図面・デザイン等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、前項の成果物について著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、第三者の著作物等を利用する場合、必要な権利処理（許諾・使用料の支払い等）を行い、権利侵害が生じないよう責任をもつものとする。
- (4) 配信用プラットフォームへのアップロード、会场上映等に必要な権利処理やクレジット表記は、事前に委託者と協議のうえ適切に実施すること。

9 計画書の作成及び関係機関との協議

- (1) 計画書の作成及び提出

以下の計画書等を作成し、委託者の承認を得ること。

 - ア 式典進行計画（進行台本、香盤表、キューシート、タイムテーブル）
 - イ 舞台・機材計画（舞台図、機材配置図、配線図、電源計画、吊り物計画、床養生計画）
 - ウ 映像・オンライン配信計画（システム構成図、回線冗長化計画、配信品質指標、配信ログ取得方法）

- エ リハーサル計画（前日通しリハーサルの工程、当日確認項目）
- オ 安全計画・緊急時対応計画（荒天・停電・機材故障・通信障害等のBCP、初動体制、連絡網）
- カ 全体工程表（設営・リハ・本番・撤去）

（２）関係機関との協議

計画の策定にあたり、委託者、会場指定管理者、「令和9年さいたま市二十歳の集い会場設営・警備誘導業務」受託者や「令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務」受託者等と必要な打合せを行い、議事概要を作成すること。

（３）報告書等の作成・提出

上記の各業務の結果報告に加え、以下の報告書等についても適宜作成し、委託者と協議のうえ提出すること。また、この他にも、委託者が関連する業務において必要と認められる資料等の作成について依頼することがある。

- ・事業実施報告書（トラブル・改善点を含む）
- ・オンライン配信実施結果（配信時間、視聴回数、最大同時接続数等）
- ・式典記録映像（内容については契約後に別途指示する）
- ・打合せ議事概要、最終版図面・台本類一式

なお、報告書等の提出方法は紙及び電子データとし、提出形式、方法等については、委託者と協議すること。

10 想定スケジュール

以下の想定スケジュールを踏まえた業務計画書を作成すること。業務の実施に当たっては、あらかじめ委託者の承認を得たうえで、必要な作業を実施すること。

なお、想定スケジュールについては、契約締結後に適宜変更することがある。

令和8年6月下旬	業務委託契約締結
令和8年9月末	主要計画（全体進行・配信・企画内容）の確定
令和8年11月	式典参加者の事前申し込み開始（参考）
令和9年1月10日	前日準備・リハーサル
令和9年1月11日	二十歳の集い当日

11 委託者が実施すること

- （１）負担する経費 埼玉スタジアム2002使用料
※ただし、受託者が自主事業で使用した諸室等を除く
- （２）手話通訳者及び要約筆記者の出席依頼

12 委託料の支払い

さいたま市二十歳の集い実行委員会業務委託契約基準約款に基づき、業務完了後、一括払いとする。

13 一般事項

- （１）受託者は、委託者から本業務に関する連絡を受けたときは、直ちに協議に応じる等の対応をしなければならない。

- (2) 受託者に本要求水準書で定める事項から逸脱する行為が認められたときは、委託者は、調査の実施及び業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3) 受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生したときは、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担において誠実に行うものとする。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めることとする。
- (9) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守すること。

14 その他

- (1) 本要求水準書に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。
- (2) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。